

岡労安発0413第1号  
令和3年4月13日

岡山県経営者協会  
会長 野崎 泰彦 殿

岡山労働局 職業安定部長  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金に  
関する傘下企業等の事業主に対する周知について (御依頼)

職業安定行政の業務運営につきましては、平素から格別の御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記の新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（以下「休業支援金・給付金」といいます。）につきましても、かねてよりその周知や事業主の皆さまへの協力依頼に御協力いただいているところ、誠にありがとうございます。

さて、休業支援金・給付金につきましては、先般、大企業の一定の非正規労働者を対象に加え、2月26日から申請受付を開始いたしました。

また、中小企業に雇用される方について、令和2年10～12月の休業について申請する場合及び令和2年10月30日に公開したリーフレットの対象となる方（シフト制で働く方など。詳細は別添1の3ページ中☆部分参照。）が令和2年4月～9月の休業について申請する場合の申請期限を令和3年3月31日から令和3年5月31日まで延長しました。今般の対象拡大を踏まえ、従前から対象としている中小企業労働者も含め引き続き周知の取組みが必要であるほか、事業主の皆様に対しては、申請への協力について、なお一層の御理解と御協力をお願いすることが必要な状況です。

つきましては、厚生労働省において、休業支援金・給付金の最新の概要をまとめたパンフレット（別添1）及び、改めて事業主の皆さまに協力をお願いする周知文（別添2）を作成いたしましたので、これらを御活用いただき、貴傘下企業あて、当該企業で働かされている労働者の中で休業支援金・給付金の支給対象に該当し得る方々への御案内の依頼も含めて、周知の御協力をお願い申し上げます。